

令和7年度 宮崎県青少年健全育成審議会 議 事 録

1 審議会の日時 令和8年3月9日（月）午後2時～午後4時

2 場 所 防災庁舎52号室

3 委員の現在数 16名

4 出席した委員 委 員 河村 敏行
委 員 佐藤 耕一
委 員 丸目 直美
委 員 松浦 里美
委 員 谷口 千尋
委 員 茜ヶ久保 眞由美
委 員 矢方 幸
委 員 俣野 秀幸
委 員 辻 利則
委 員 廣川 真美
委 員 糸数 智美
委 員 山本 卓也
委 員 横井 正博
委 員 甲斐 和彦 (14名)

5 欠席した委員 委 員 甲斐 実沙希
委 員 津江 徹 (2名)

6 審議会の経過

(1) 定足数報告

事務局から、出席委員数が14名であることを確認し、「宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例」（以下「条例」という。）第26条第9項に規定する定足数を満たしている旨を報告。

(2) 審議事項

ア 条例の概要

事務局から、条例の概要について説明があった。

主な質疑、意見は次のとおり。

委 員：この条例を改定しようという動きがあるか。

事務局：今年度ネット関係の問題が非常に多かったこともあり、九州各県の条例と宮崎県の条例を比較してみたが、宮崎県の条例が遅れている状況ではなかった。

また、国も法改正の議論を行っているため、その動向を注視しながら、条例改正についても検討してまいりたい。

イ 県における青少年健全育成の主な取組と青少年を取り巻く現状
事務局から、県における青少年健全育成の主な取組と青少年を取り巻く現状について報告があった。

主な質疑、意見は次のとおり。

委員：条例の前文に、青少年の自覚という文言があるが、青少年同士の議論の場など、青少年の自覚を促すための取組はどのようなものがあるか。

事務局：こども家庭課に関係する取組としては、青少年自らが考え発表する青少年の主張という取組はあるが、青少年達が集まって議論するような取組はない。他県では高校生達が集まってネット関係の適正利用の議論をするフォーラムを開催しているところもある。

委員：ネット社会においては規制をどれだけ厳しくしても完全には防ぎきれないため、青少年自らネット等を適正利用できるような判断力を身につけることが大事である。そういう施策をもっと増やしていくことも重要と考える。

委員：小学生のスマートフォン保有率はすごい勢いで増えてきている。我々の取り組みの一環として小学生に対しアンケートを行ったが、例えば、ネット上で知り合った人に会ったことがあると回答した小学3年生が数パーセントもいた。実数で考えると非常にたくさんの人数が会っているということになる。
スマートフォンを持っていなくても、オンラインゲームを介して誰かと会うというケースもある。
このような衝撃的な事実が都会だけでなく、宮崎でも起こっているということを保護者に伝え、問題意識を持ってもらうことが大事と考えている。

委員：小学校にメディア関係の講話に行くと、健康に良くないことや家庭でのルール作りについて理解してくれるが、何年後かに再度講話に行くと知識がリセットされているという状況もある。受け身であるとしてもその時だけの話で終わってしまうため、参加型の講義であるとか、日常の様々な場面で意識できるような取組を行うなど、こども自身が日頃から意識するような環境づくりを行うことが必要である。

委員：各学校にインターネットやオンラインゲーム等に係る相談対応などを行うことができる人材を配置するような取組も重要ではないか。

- 委員：インターネット関係の企業に小学校などに講義に行ってもらって、インターネット上のやりとりは全て記録がとられているなどの技術的な話をしてもらおうと、こども達もより納得感が得られるかもしれない。
- 委員：一つの機関だけの取り組みで対応できるようなものではないため、教育現場での情報リテラシー教育を行い、携帯会社等の民間企業においては、インターネットの注意点や適正利用について、自ら発信してもらおうような様々な団体の取組が必要。
- 委員：ネットの問題だけでなく、コミュニケーション方法など人としてのモラル教育や人権教育も非常に重要。
- 委員：高校では情報関係の科目が入っていたりするが、先進国であるフィンランド等では、全ての授業の中に情報の使い方などITを絡めるような工夫が行われている。
学校教育や家庭教育の中で情報教育が自然と取り入れられる仕組みづくりが大切と思う。例えば、情報リテラシー教育に係るアーカイブ動画を見れば、お得なポイントが付与されるなどのインセンティブを活用した施策も考えられるのではないかな。
- 委員：学校において探求型学習なども行われているので、テーマを提供したりすれば、生徒同士で考えたりする良い機会になり、県内で発表の場を設け、それが報道されたりすれば、普及啓発にもつながるのではないかな。
- 委員：学校からマチコミで各家庭にさまざまな情報が配付されるが、興味がある保護者しか開かないので、情報は届いていないということもある。
そう考えた時には、教員不足もあり難しい部分もあると思うが、人権教育とセットで情報教育も教育の中に落とし込んでいく必要があると考えている。
- 委員：こども達に響かなければ意味がないため、中学生や高校生の意見を聞くなど、こども目線から取組を考えることも必要かもしれない。
- 委員：他の自治体でスマートフォンの使用を制限する条例が制定された。この条例については様々な賛否があるが、家庭や社会における関心が高まったという意味では非常に良い機会であったと考えている。なにか社会全体で話せるような問いを作っていく活動があると良いのではないかな。
- 委員：学校には、様々な所からマチコミで情報を流して欲しいという依頼が非常に多い。このため、情報過多になり埋もれてしまい、保護者も見ないという状況になっている。そのような中で、どのような工夫をして保護者に見てもらおうのかという課題がある。
学校は情報教育以外にも、人権教育、性教育、環境教育、健康教育、道徳教育、挙げればたくさんの教育がある。このため、学校だけでは難しい部分もあるため、様々な協力が必要不可欠となる。

事務局：教育との連携や子ども達自らが考えるような仕組みづくりなど幅広い意見をいただいた。他県や国の情報などの様々な情報を収集し、審議会の場で議論していただきながら、県の取組について検討を進めていきたい。

以上により閉会。